

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

清須市長 永田 純夫

市町村名 (市町村コード)	清須市 (232335)	
地域名 (地域内農業集落名)	清須市全域 (—)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳代の農業世帯主が増加し、農業従事者にあっても高齢化が進んでいる。また、兼業農家であっても農業以外の仕事に従事している機会が増加していることから、農業離れは進んでいる。農業後継者も、農業者は継がせたくないという明確な意思表示も増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

都市近郊である清須市で、農業が将来にわたって続けることができるのか。農地を守っていくのであれば、耕作していく担い手が農地所有者に、継続的に相当の賃料の支払いができるような環境作りが必要と考える。
一方で、担い手が農地を管理してくれるので現状が維持できている事も確かである。農地所有者も担い手に対し、感謝の気持ちもあるため、相当の賃料の支払いを求めるぐらいであれば、農地以外の利用を考えたい方が多い。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	市内全域
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	市内全域
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	市内全域

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその他の農地など、全ての農地において、農業上の利用が行われる農用地と保全・管理を行う農地に区分することはしない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や農業者の意向をふまえながら取り組むこととする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA西春日井と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、地域ごとに、できる限り1つの経営体に農地を集約し、農作業委託を行うことで、担い手の経営面積の拡大に寄与しながら、一方で遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--